

相続税 R4 平成 27 年相続税 マイナンバー対応版 (Ver.15.30) の予定

平成 27 年分の相続税関係の一部の帳票に相続人のマイナンバーを記載する欄が追加され、様式が変更されました。この帳票変更に対応した「相続税 R4 平成 27 年相続税マイナンバー対応版 (Ver.15.30)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期 (予定)
3. マイナンバー制度の概要と帳票の変更点
4. システムの主な対応内容 (マイナンバー関係) (予定)
5. システムの主な対応内容 (機能改善・障害対応関係) (予定)
6. バージョンアップ後の確認事項
7. フォルダー構成

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
相続税 R4	Ver. 15. 30	Ver. 15. 10 / 15. 10a / 15. 11 / 15. 20 / 15. 20a / 15. 21 / 15. 22 / 15. 2. e1

※Ver.15.30 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※電子申告プログラムは変更ありません。Ver.15.3 にバージョンアップすると「Ver.15.3.e1」になります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 3. 20 (予定)	Ver. 15. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H27.10、H27.20、H27.21、H27.30 財産評価顧問 : Ver.H27.10
	Ver. 14. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品で登録した個人(法人)番号のコンバートに対応します。コンバート時、旧製品で設定したマイナンバーパスワードを入力しないとコンバートできません。

※旧製品の平成 26 年版データを相続税 R4 平成 27 年版へ直接コンバートすることはできません。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2016年5月26日（木）

2-2. マイページのダウンロード公開

2016年5月26日（木）

2-3. オプションのCD保守契約の場合（送品開始日）

- ・インターKX 相続税 R4 : 2016年6月9日（木）
- ・相続税顧問 R4 : 2016年6月9日（木）

2-4. R4コンバーター E i ボードダウンロードマネージャー/お役立ちToolsの公開（予定）

2016年5月24日（火）

3. マイナンバー制度の概要と帳票の変更点

3-1. マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されました。

■ 個人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。

■ 法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

■ 税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年1月1日に相続があったことを知った場合） 平成28年11月1日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） 平成29年2月1日から3月15日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

《参考》国税庁のホームページ

◆ 記載時期等、国税の番号制度に関する情報につきましてはこちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>

◆ 申告書、申請書様式に関する事前の情報提供分につきましてはこちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/index.htm>

■ 本人の確認方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申請書や届出書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

また、税理士が顧問先や依頼者の代理人として個人番号が記載された申請書や届出書などを税務署等へ提出する際には、原則として、①「代理権確認書類」として税務代理権限証書、②「代理人の身元確認書類」として税理士証票等、③「本人の個人番号確認書類」として本人の個人番号カード等の3つの書類の提示等により行われることとなります。

■ 安全管理について

個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

組織的安全管理措置	組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対する体制整備などの措置
人的安全管理措置	個人番号を取扱う事務所および担当者の監督及び教育、従業員への定期的な研修、特定個人情報などについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むなどの措置
物理的安全管理措置	特定個人情報の取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体などの廃棄についてなどの措置
技術的安全管理措置	情報システムへのアクセス制御、ユーザーID 及びパスワード等によるアクセス者の識別と認証、ファイアウォール設定等による外部からの不正アクセスなどの防止及び外部送信の際のデータ暗号化やパスワードなどの措置

3-2. 帳票の変更点

相続税関係の次の帳票に「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加されました。平成 28 年 1 月以後に提出する場合に使用します。

帳票	様式の変更内容
第 1 表の付表 1	<p>納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「相続人等に関する事項」に「(3)個人番号又は法人番号」欄が追加、以降の項目番号のずれ <p>※第 1 表の付表 1 により共同で申告する相続人や包括遺贈者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入します。平成 27 年 12 月 31 日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第 1 表の付表 1 を提出する場合で、<u>「3 相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、この欄を記入する必要はありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「税務署整理欄」が追加
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者氏名の下に「番号」欄が追加 「税務署整理欄」に「番号確認」欄等が追加

▼相続税延納申請書

▼第1表の付表1

《参考》国税庁のホームページ

◆相続税の申告書等の様式一覧（平成27年分以降用）

ホーム > 申告・納税手続 > 税務手続の案内 > 相続・贈与税関係 > [手続名] 相続税の申告手続 > 相続税の申告書等の様式一覧（平成27年分用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h27.htm>

◆相続税の延納申請書（平成28年1月以後提出用）

ホーム > 申告・納税手続 > 延納・物納申請等 > 3様式集

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/enno-butsumo/yoshiki/02.htm>

※なお、「マイナンバーの記載を要しない書類の一覧」の【平成29年1月1日以後適用分】には、今回変更する「相続税延納申請書」が含まれています。

ホーム > 社会保障・税番号制度について > 平成28年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>

■Ver. 15.30 リリース前に帳票に個人(法人)番号を記入して提出する場合は

相続税 R4 (Ver.15.30) のリリース前に、「第1表の付表1」、または「相続税延納申請書」に個人(法人)番号を記入して、提出される場合は、税務署用紙に手書きしてくださいようお願いします。

4. システムの主な対応内容（マイナンバー関係）（予定）

相続人についてマイナンバーの入力・印刷に対応します。

相続人の個人番号は、「給与システムの従業員や家族情報」、「所得税の家族情報」と同様に各アプリケーション（相続税 R4）で入力します。

※被相続人（案件基本情報）については、関係する帳票に変更がないため、今回の Ver.15.30 ではマイナンバーの入力等の対応はありません。

アプリ側でマイナンバー対応を行うことによる変更内容等については、次のシステムインフォメーションを併せてご覧ください。

- ・ E i ボード 15XA097 E i ボード (Ver.15.20) マイナンバー対応版の発行 (2015/10/15)
- ・ 給与 R4 15XA099 給与システム 平成27年版(Ver.15.10)のリリース (2015/10/30)
- ・ 財務 R4 15XA132 財務 R4 マイナンバー対応版 (Ver.16.1) のリリース (2015/12/22)

4-1. 相続人情報登録 個人番号・法人番号の入力追加

■相続人情報一覧 個人番号・法人番号の入力有無の表示追加

〔相続人情報一覧〕で、「納税猶予（税額控除）」の右側に「個人番号」、「法人番号」の表示を追加します。〔個人情報登録〕に個人番号または法人番号が入力されていた場合は、「○」が表示されます。

■相続人情報登録 個人番号・法人番号の入力項目の追加

- ・〔相続人情報登録〕の「個人情報」欄に、「法人個人区分」（初期値：個人）と「個人番号」（12桁）または「法人番号」（13桁）の入力項目を追加します。
- ・番号入力後、入力項目からフォーカスを移動するときに番号の整合性チェックを行います。番号が正しくない場合はメッセージを表示します。
- ・「個人番号」は、マイナンバー権限により次表のとおり入力状態が切り替わります。「法人番号」はマイナンバー権限に関係なく入力可能です。

マイナンバー権限	入力画面の状態
ある場合	・入力可能です。
ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人個人区分」で「個人」は選択できますが、個人番号は入力できません。 ・個人番号が入力済みの場合は、マスク表示します。 <p>個人番号入力あり 個人番号入力なし</p> <p>個人番号 <input type="text" value="**** *"/> <input type="text" value="**** *"/> <input type="text" value="**** *"/> 個人番号 <input type="text" value="**** *"/> <input type="text" value="**** *"/></p>

■第1表の付表1について

マイナンバーに関連する申告帳票の入力画面には、個人番号や法人番号の入力欄はありません（機密保持のため）。

「第1表の付表1」の「3 相続人等の代表者の指定」で代表者を指定して、「5 相続人等に関する事項」に「個人番号」などを印刷する場合は、記載する人が、今回の申告の相続人でない場合であっても、〔相続人情報登録〕の「個人情報」に登録して、個人番号などを入力してください。

※今回の申告の相続人でない人は、〔相続人情報登録〕で「相続人情報」にチェックを付けないでください。

※財産評価案件、贈与税案件の場合は、「個人情報」に「法人個人区分」と「個人番号」または「法人番号」の入力項目は表示されません。

4-2. 変更帳票

次の帳票を変更します。

変更帳票	変更内容
第1表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> ・「（平成28年1月1日以降提出用）」の様式に変更します。 ・相続開始日付が平成27年12月31日以前の場合で、〔概要〕タブの「3 相続人等の代表者の指定」で代表者が選択されていないときは「個人番号又は法人番号」は印刷されません。 <p>※第1表の付表1は、〔相続人情報登録〕の「相続人情報」で「死亡相続人」にチェックが付いている場合に作成できます。</p>
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・「（平成28年1月以降提出用）」の様式に変更します。 <p>※相続税延納申請書は、〔相続人情報登録〕の「相続人情報」で「延納申請：申請する」が選択されている場合に作成できます。</p>

※平成27年分の申告において、マイナンバーを記載するのは、上記帳票のみです。

■マイナンバー関連申告帳票の印刷対応について

マイナンバー出力指定画面などの「個人番号の印刷」で個人番号を印刷するか／しないかの選択をして印刷します。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ印刷することができます。

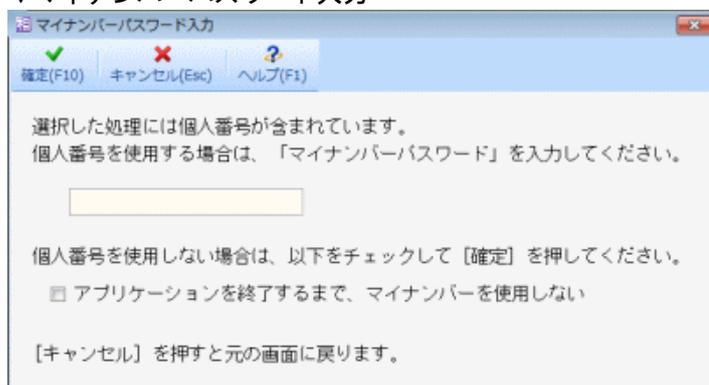
■ マイナンバーパスワードの入力

マイナンバーパスワードを設定すると、E i ボードでユーザー管理をしていないと、相続税 R4 でマイナンバーに関連する入力画面を起動する際に、マイナンバーパスワード入力を求める画面が表示されます。マイナンバーパスワードを入力した場合のみ、個人番号の入力・確認が可能になります。

※入力されたマイナンバーパスワードは相続税 R4 システムを終了するまで有効になります。

※E i ボードでユーザー管理をしている場合は、ユーザー単位にマイナンバー取扱権限の有無を設定することができます。マイナンバーパスワード入力画面は表示されません。

▼マイナンバーパスワード入力

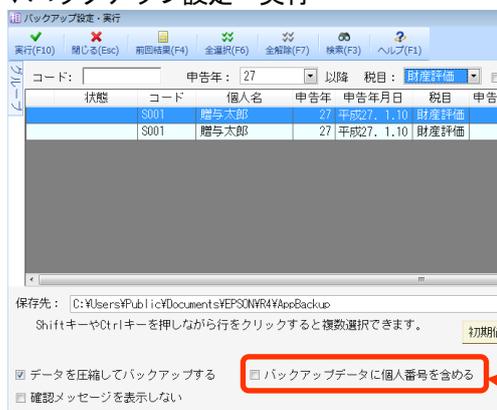


■ バックアップの変更

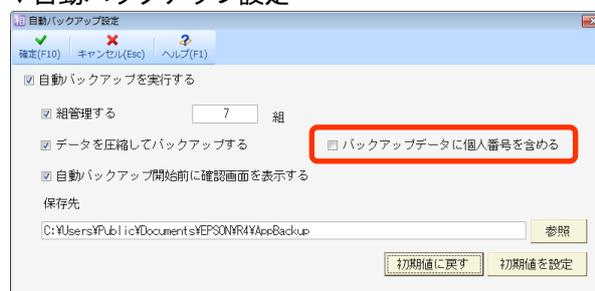
データのバックアップを取るときに、個人番号を含めるか含めないかを選択するようにします。
(初期値：個人番号を含めない)

- ・「バックアップデータに個人番号を含める」にチェックを付けた場合は、バックアップパスワードの設定が必要です。
- ・バックアップデータに個人番号が含まれている場合は、リストアする際には、バックアップパスワードの入力が必要になります。

▼バックアップ設定・実行

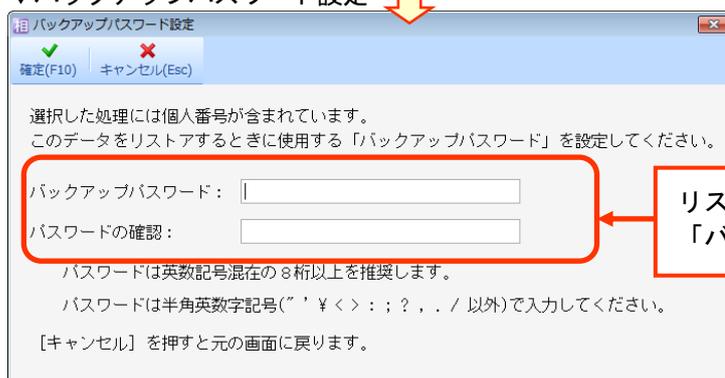


▼自動バックアップ設定



チェックを付けた場合には、バックアップパスワードの設定が必要

▼バックアップパスワード設定



リストア時に、ここで入力した「バックアップパスワード」を入力

5. システムの主な対応内容（機能改善・障害対応関係）（予定）

機能改善等の主な対応内容は、以下のとおりです。

5-1. 案件基本情報 E i ボードで同じ会計事務所名が設定されている場合の対応

E i ボード上に、別コードで同じ事務所名が2つ設定されていた場合、[案件基本情報変更]の[税理士]タブの「会計事務所」で1つ目の会計事務所を選択しても、2つ目の会計事務所の住所が「事務所所在地」に設定される問題に対応します。

5-2. 土地等(路線価方式)／(倍率方式)で「その他の土地」の地目の入力に対応（財産評価）

[土地等(路線価方式)の評価]と[土地等(倍率方式)の評価]で、「07 その他の土地」が選択されていた場合は、[地目－現況]を上書き可能な項目(水色)に変更して、[地目－台帳]で入力された文字列を転記するように対応します。[地目－現況]が[地目－台帳]と異なる場合は上書き入力します。

※土地及び土地の上に存する権利の評価明細書の「地目」には、[地目－現況]欄の入力文字を印刷します。

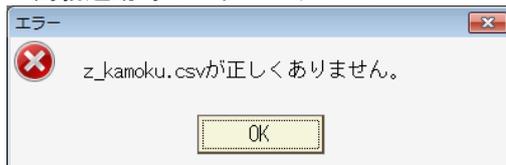
5-3. 取引相場のない株式の評価 財務連動 勘定科目名が未入力の際のエラー対応（財産評価）

取引相場のない株式の評価の[財務連動]で、財務R4の[科目マスター設定]で「正式科目名」が未入力の場合に、エラー「z_kamoku.csvが正しくありません。」が表示されて連動が行えない問題がありましたので連動できるように対応します。

▼財務R4 科目マスター設定「正式科目名」が未入力

補助	コード	正式科目名	省略科目名	参照	呼出コード	消費	消費	期	資金	資金	性質
				密		税借	税貸	日	繰借	繰貸	キー
	100	現金	現金	1	GENK	00	00	0	0	0	8
	101	小口現金	小口現金	1	GENK	00	00	0	0	0	9
	102	小切手	小切手	0	GENK	00	00	0	0	0	10
	103	現金3	現金3	0	GENK	00	00	0	0	0	11
	104	現金4	現金4	0	GENK	00	00	0	0	0	12
	9020	流動性預金	流動性預金	1	RYUU						
	110	当座預金	当座預金	1	TOUZ	00	00	0	0	0	18
	111	当座預金2	当座預金2	1	TOUZ	00	00	0	0	0	19
	112	当座預金3	当座預金3	0	TOUZ	00	00	0	0	0	20
	113	当座預金4	当座預金4	2	TOUZ	00	00	0	0	0	21

▼財務連動時のエラーメッセージ



《参考》連動可能な財務システム

- ・ InterKX 財務会計 R4
- ・ 財務顧問 R4 Professional
- ・ 財務顧問 R4 Basic
- ・ 財務応援 R4 Premium

5-4. 第6表 障害者控除額等の上書き項目の対応（相続税）

相続税 第6表の「1-②未成年者控除額」、「2-②障害者控除額」を自動計算項目から上書き可能な自動計算項目に変更します。

■1-②未成年者控除額欄、2-②障害者控除額欄の計算式の印刷について

②欄の計算式で計算した額と控除額が異なる場合は、計算式は印刷されません。必要に応じて計算式などを手書きしてください。

年 (1年未満切捨て)	年齢 ①	昭和53.12.12生 36歳	昭和53.12.12生 36歳
障害者控除額	②	10万円×(85歳-36歳) = 4,900,000円	2,100,000円

5-5. 相続税試算表でダブルクリックした場合の改善

【業務メニュー】の【55 相続税試算表】でダブルクリックした場合、【相続税試算表一覧】に新しい試算表が追加される動作になっていましたので、追加されないように改善します。

6. バージョンアップ後の確認事項

6-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョンデータ (Ver.15.2、または Ver.15.1) を Ver.15.3 へ一括でデータ変換します。Ver.15.3 へバージョンアップ後に「相続税 R4 H27」を起動すると、データ変換処理の前にバックアップの確認画面が表示されます。【はい】をクリックしてください。

コード	状態	コード	個人名
旧データ		00011	サンプル
旧データ		00123402	エブソン
旧データ		55500	エブソン
旧データ		612	エブソン 一郎
旧データ	過去申告参照用	00123402	エブソン 花

Ver. 15.2 または Ver. 15.1 のデータは、【旧データ】アイコン付で表示

データ件数が多く、変換処理に時間がかかる場合は、【キャンセル】をクリックしてデータ変換処理を中止することができます。

データ変換処理を中止した場合は、【旧データ】アイコンが付いている案件を選択すると、データ変換処理画面が表示されます。

【はい】をクリックするとデータ変換処理が行われます。

バックアップの確認画面で、【はい】をクリックしてください。

【いいえ】をクリックすると、旧バージョンデータのバックアップを作成しないでデータ変換を実行します。

コード	SMPSZKS
氏名	サンプル 太郎
案件概要	サンプル 太郎様 財産評価
申告年月日	平成27.10.6
税目	財産評価

